

当院では、下記事項について関東信越厚生局に届出し、受理(承認)されております。

【基本診療料】

基準名称		受理(承認)日	
急性期一般入院料 2(10 対 1 入院基本料) 当病棟では、 1 日に 14 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。 09:30～17:30 まで看護職員 1 人あたりの受持ち数は 6 人以内です 17:30～01:30 まで看護職員 1 人あたりの受持ち数は 15 人以内です 01:30～09:30 まで看護職員 1 人あたりの受持ち数は 15 人以内です		令和 6 年 10 月 1 日	
療養病棟入院基本料 1(20 対 1 入院基本料) 当病棟では、 1 日に 3 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。 09:30～17:30 まで看護職員 1 人あたりの受持ち数は 16 人以内です 17:30～01:30 まで看護職員 1 人あたりの受持ち数は 16 人以内です 01:30～09:30 まで看護職員 1 人あたりの受持ち数は 16 人以内です		令和 6 年 10 月 1 日	
基準名称	受理(承認)日	基準名称	受理(承認)日
機能強化加算	令和 5 年 11 月 1 日	感染対策向上加算 2 -サーベイランス強化加算 -連携強化加算	令和 6 年 12 月 1 日
救急医療管理加算	令和 2 年 4 月 1 日	後発医薬品使用体制加算 1	令和 4 年 4 月 1 日
診療録管理体制加算 2	令和元年 12 月 1 日	病棟薬剤業務実施加算 1	平成 29 年 5 月 1 日
医師事務作業補助体制加算 1(15 対 1)	令和 7 年 5 月 1 日	データ提出加算 2	平成 24 年 10 月 1 日
急性期看護補助体制加算 25 対 1 (5 割以上)	令和 7 年 3 月 1 日	入退院支援加算 2	令和 7 年 4 月 1 日
療養環境加算	令和 4 年 6 月 1 日	認知症ケア加算 3	令和 2 年 4 月 1 日
重症者等療養環境特別加算	令和 6 年 11 月 1 日	せん妄ハイリスク患者ケア加算	令和 5 年 4 月 1 日
療養病棟療養環境加算 1	令和 5 年 7 月 1 日	地域包括ケア入院医療管理料 2 -看護補助者配置加算 -看護補助体制充実加算 3	令和 6 年 10 月 1 日
医療安全対策加算 2 -医療安全対策地域連携加算 2	平成 30 年 4 月 1 日	看護職員処遇改善評価料 44	令和 6 年 10 月 1 日

【特掲診療料】

基準名称	受理(承認)日	基準名称	受理(承認)日
糖尿病合併症管理料	令和２年５月１日	CT 撮影及び MRI 撮影	令和元年 8 月 1 日
がん性疼痛緩和指導管理料	平成 24 年 8 月 1 日	外来化学療法加算 2	平成 28 年 10 月 1 日
外来腫瘍化学療法診療料 2	令和 4 年 4 月 1 日	無菌製剤処理料	平成 27 年 6 月 1 日
ニコチン依存症管理料	平成 29 年 7 月 1 日	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	令和 4 年 8 月 1 日
二次性骨折予防継続管理料 1	令和 5 年 8 月 1 日	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	平成 26 年 5 月 1 日
二次性骨折予防継続管理料 2	令和 5 年 8 月 1 日	がん患者リハビリテーション料	令和 5 年 9 月 1 日
二次性骨折予防継続管理料 3	令和 5 年 8 月 1 日	人工腎臓	平成 30 年 4 月 1 日
がん治療連携指導料	平成 27 年 1 月 1 日	導入期加算 1	平成 30 年 4 月 1 日
薬剤管理指導料	平成 29 年 5 月 1 日	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	平成 30 年 4 月 1 日
医療機器安全管理料 1	平成 29 年 8 月 1 日	下肢末梢動脈疾患指導管理加算	平成 28 年 4 月 1 日
在宅時医学総合管理料及び 施設入居時等医学総合管理料	令和 2 年 6 月 1 日	医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術	令和 4 年 7 月 1 日
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する 遠隔モニタリング加算	令和 2 年 4 月 1 日	輸血管理料 2 輸血適正使用加算	平成 29 年 7 月 1 日
検体検査管理加算Ⅰ	平成 20 年 4 月 1 日	別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(3)に規定する 在宅療養支援病院	令和 5 年 4 月 1 日
院内トリアージ実施料	令和 6 年 11 月 1 日	夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算	令和 6 年 11 月 1 日
検体検査管理加算Ⅱ	平成 28 年 3 月 1 日	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 入院ベースアップ評価料 69	令和 7 年 4 月 1 日

【入院時食事療養に関する事項】

基準名称	受理(承認)日
入院食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)	平成 29 年 8 月 1 日

当院は入院食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については 18 時以降)適温で提供されています。

【DPC 対象病院について】

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC 対象病院”となっております。
※医療機関別係数 1.3353（基礎係数 1.0063 + 救急補正係数 0.0115 + 機能評価係数Ⅰ 0.2603 + 機能評価係数Ⅱ 0.0572）

作成・編集：診療情報管理課 野本
作成：2022/08/23
改訂：2023/09/01
2023/12/01
2024/04/01
2024/11/01
2025/06/01